○農林水産省告示第千三十三号 は物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第 を定める件)の一部を次のように改正する。 準を定める件)の一部を次のように改正する。 単を定める件)の一部を次のように改正する。 でスンゴウ生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正する。 本ではアーヴイン種、カイト種及びハーデイン種 がでアーヴイン種、カイト種及びハーデイン種 がでアーヴイン種、カイト種及びハーデイン種 でスンゴウ生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正する。

出植物検疫が終了している旨及び」に改める。は、」を「生果実のこん包又は束ねたこん包に、輸る旨の表示がなされており、また、そのこん包に、輸九中「各生果実には輸出植物検疫が終了してい国務大臣 片山虎之助農林水産大臣臨時代理